

清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 清川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、清川村幼小中一貫校整備に関する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当り、清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 清川村立幼小中一貫校の整備に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) 清川村立幼小中一貫校の整備に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 清川村教育委員会委員を代表する者
- (2) 清川村立小中学校の各学校のPTAを代表する者及び清川幼稚園の保護者を代表する者
- (3) あおぞら保育園の保護者を代表する者
- (4) 清川村自治会長連絡協議会を代表する者
- (5) 学校教育に関し学識経験を有する者
- (6) 清川村立小中学校の学校長及び幼稚園、保育園の園長
- (7) 公募委員
- (8) その他教育委員会が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長には、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 検討委員会の下部組織として部会を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 検討委員会は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は公布の日から施行し、令和3年5月25日から適用する。

(最初に行われる検討委員会の会議の召集)

2 この要綱の施行後最初に行われる検討委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が召集する。